

首都圏渋滞ボトルネック対策協議会  
神奈川県渋滞ボトルネック検討ワーキンググループ（WG）  
運営規則

（趣旨）

第1条 本規則は、「神奈川県渋滞ボトルネック検討ワーキンググループ」（以下「WG」という。）の組織、委員、庶務、その他の事項に関して必要な事項を定める。

（目的）

第2条 WG は、神奈川県内の交通渋滞を解消し、円滑な交通流を確保するため、関係機関相互の調整を図りつつ、渋滞ボトルネック箇所について効果的な対策の立案・検討を行うことを目的とする。

（審議事項）

第3条 WGは、第2条の目的を達成するため、次の事項について審議を行うものとする。

- （1）渋滞発生状況の把握
- （2）優先対策区間の選定
- （3）渋滞要因の分析
- （4）渋滞対策の検討
- （5）その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第4条 WGは、第2条の目的を達成するために各種関係団体、各行政機関等をもって組織する。

2. WGには座長を置き、座長は国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所長とする。
3. 座長に事故がある時は、座長があらかじめ指名したものが、その職務を代行する。
4. WGの構成は、別表－1のとおりとする。

ただし、必要に応じ座長が指名する者を、委員として参加させることができる。

（事務局）

第5条 WG の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2. 事務局は、国土交通省関東地方整備局道路部道路計画第一課、道路計画第二課、計画調整課、企画部広域計画課並びに横浜国道事務所計画課に置くものとする。

（規則の改正）

第6条 本規則の変更は、本 WG の議決によらなければならない。

（補足）

第7条 本規則に定めるものの他必要な事項はその都度協議して定める。

第8条 「神奈川県東名軸渋滞ボトルネック検討WG」については、本WGにおいて、今後必要な審議を行うものとする。

付則 本規則は、平成28年 2月4日より施行する。

## 神奈川県渋滞ボトルネック検討WG名簿

| 所 属        | 役 職                        | 備考 |
|------------|----------------------------|----|
| 関東地方整備局    | 横浜国道事務所長                   | 座長 |
|            | 道路部 道路計画第一課長               |    |
|            | 道路部 道路計画第二課長               |    |
|            | 道路部 計画調整課長                 |    |
|            | 企画部 広域計画課長                 |    |
| 神奈川県警察本部   | 交通部 交通規制課長                 |    |
| 神奈川県       | 県土整備局道路部 道路企画課長            |    |
| 横浜市        | 道路局計画調整部 企画課長              |    |
|            | 道路局事業調整課 横浜環状道路担当課長        |    |
| 川崎市        | 建設緑政局広域道路整備室 担当課長          |    |
| 中日本高速道路(株) | 東京支社総務企画部 企画調整チームリーダー      |    |
|            | 東京支社保全・サービス事業部 交通技術チームリーダー |    |
| 東日本高速道路(株) | 関東支社総合企画部 総合企画課長           |    |
|            | 関東支社 京浜管理事務所長              |    |
| 事務局        | 関東地方整備局道路部 道路計画第一課         |    |
|            | 関東地方整備局道路部 道路計画第二課         |    |
|            | 関東地方整備局道路部 計画調整課           |    |
|            | 関東地方整備局企画部 広域計画課           |    |
|            | 関東地方整備局横浜国道事務所 計画課         |    |